

## 学生活動奨励同窓会賞に関する規程

### 第1条（趣旨）

本規程は、東京都立大学（以下「本学」という。）の学部に在籍する学生個人及びそれらの団体並びに大学院に在籍する院生個人及びそれらの団体（以下「団体等」という。）が、大学に活気を生み出し、学生に志と活力を生み出すような活動に対する助成の必要な事項を定める。

### 第2条（名称）

本助成は、「学生活動奨励同窓会賞」と称する。

### 第3条（活動）

一般社団法人東京都立大学同窓会（以下「本会」という。）が助成する活動は、次による。

- (1) 取り組み結果がすばらしい活動
- (2) 本学の名声を高めることになる活動
- (3) 社会貢献に関する活動
- (4) 自主的・独創的な活動
- (5) 1から4の全部または一部に該当する活動に関する困難を克服した取り組み

### 第4条（助成範囲）

本会は、第3条に該当する活動を行う団体等に対して審査を行い、その結果に応じて予算の範囲内において助成する。

2. 活動団体に本学以外の参加者が含まれる場合は、本学の参加者の活動を助成対象とする。

### 第5条（手続き）

団体等が本規程によって助成を受けようとする場合は、様式第1の申請書を提出する。

2. 同一団体等が、毎年連続して申請することは可能とする。
3. 前第1項及び第2項の申請書は、本会事務局へ提出するものとする。

### 第6条（基準）

本会は、前条の申請書の提出を受けた場合は、次の基準に沿うものについて、受理するものとする。

- (1) 申請者が、第1条に掲げる団体等であること
- (2) 対象の活動が、公序良俗に反しないこと
- (3) 対象の活動が、特定の政治的及び宗教的なものでないこと

- (4) 営利を主たる目的とした活動ではないこと
- (5) おおむね 1 年前後で結果が出る見込みの活動であること
- (6) その他理事会が定める基準に合致すること

## 第 7 条 (審査)

本会は第 5 条の規定により申請書を受理したときは、速やかに審査を行うものとする。

- 2. 審査を行う助成審査委員会を設置する。
- 3. 前項の助成審査委員会の会長は、本会の会長とする。
- 4. 第 1 項の審査を行う委員は次の者とする。
  - (1) 総務委員会委員長
  - (2) 企画委員会委員長
  - (3) 理事会が指名する者 3 名

## 第 8 条 (承認)

前条の審査により承認された場合は、様式第 2 の承認書を交付する。

- 2. 前項の承認については、理事会の承認を必要とする。

## 第 9 条 (助成金の支給等)

前条第 1 項の承認書の交付に際して、決定した助成金を支給する。

- 2. 申込みに不正があったと理事会が認めた場合は、助成金の返還を求めることができる。
- 3. 助成金の使用に不適正なものがあった場合には、理事会の決定により助成金の返還を求めることができる。
- 4. 助成金の使途内容を理事会より求められた場合は、領収証などの提出、内容の説明などに応じなければならない。
- 5. 申請した団体等が目標を達成することなく解散や活動中止した場合は、理事会の決定により助成金の返還を求めることができる。

## 第 10 条 (報告)

団体等は助成金を受領した後、指定した期日までに様式第 4 の活動に関する報告書を本会会長あて提出するものとする。

- 2. 理事会は報告書に対して意見を述べることができる。
- 3. 助成金を受けた団体等は、同窓会の広報や行事などに協力することを依頼される。

## 第 11 条 (改正)

本規程の改廃については、理事会の決定によるものとする。

## 付 則

- 1. 本規程は、令和 7 年 7 月 16 日より施行する。

申請書様式 様式第 1

承認書様式 様式第 2

報告書様式 様式第 3